

福山市障がい者等日中生活支援事業の実施に関する
提供サービス水準の確保に係る協定書

福山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、福山市障がい者等日中生活支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項に規定するサービスの提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 本協定は、要綱第3条第1項に規定するサービスが常時良好な状態でサービスを利用する障がい者及び障がい児（以下「利用者」という。）に提供され、かつ、その安全性及び恒常性が確保されることを目的として締結するものとする。

（事業所及び提供するサービス）

第2条 乙は、付表に記載した事業所において、別紙に記載するサービスを提供するものとする。

（乙の責務）

第3条 乙は、支給決定を受けた障がい者又は障がい児の保護者（以下「支給決定障がい者等」という。）からサービスの受給の意思表示があった場合、支給決定障がい者等に係る支給決定の範囲内において、利用契約を締結しサービスを提供するものとする。

2 乙は、支給決定障がい者等からサービスの受給の意思表示があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（費用の受領）

第4条 乙は、要綱第3条第1項に規定するサービスの提供を行ったときは、要綱第13条に規定するサービス費用（以下「サービス費用」という。）を受領するものとする。ただし、第5条に規定する代理受領の委任があったときは、サービス費用から要綱第13条に規定する支給額を控除した額を受領するものとする。

2 乙は、利用者に提供するサービスに付帯する食費、光熱水費等は、別に支給決定障がい者等から徴することができる。ただし、支給決定障がい者等に低所得者への食事提供体制加算の支給が決定されているときは、食費のうち食材料費を徴するものとし、人件費相当部分はサービス費用に含まれているものとみなす。

(代理受領)

第5条 支給決定障がい者等が支給される費用の請求及び受領を乙に委任したときは、乙は、支給決定障がい者等に代わって要綱第13条に規定する支給額を甲に請求し、受領するものとする。

(上限管理)

第6条 乙は、支給決定障がい者等から要綱第22条に規定する月額負担上限額の管理事務（以下「上限管理事務」という。）の依頼があったときは、障害福祉サービス及び日中生活支援事業に係る上限管理事務を行うものとする。

2 前項に規定する事務を行った場合には、甲は乙に要綱第22条第3項に規定する額を支払うものとする。ただし、上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない場合を除く。

(サービス提供の契約)

第7条 乙は、支給決定障がい者等と契約を締結するときは、運営規程の概要、従業者の勤務体制、支給決定障がい者等が支払うべき費用に関する事項、その他重要事項についてあらかじめ文書を交付して説明を行い、契約を締結するものとする。

(サービスの提供開始と報告等)

第8条 前条の契約を締結したときからサービスの提供を開始することができるものとする。

2 乙は前条の契約を締結したときは、「障がい福祉サービス受給者証別冊」に必要事項を記載するとともに、契約内容（地域生活支援事業）報告書を作成し、甲に提出すること。

(サービス提供実績記録票の記載)

第9条 乙は、利用者にサービスを提供したときは、サービス提供実績記録票にサービスの内容を記載するとともに、支給決定障がい者等に署名又は押印を求めるものとする。

2 乙は、利用者にサービスを提供した翌月の10日までに、サービス提供実績記録票を甲に提出するものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、支給される費用の請求及び受領が委任されているときは、サービスを提供した翌月の10日までに請求書及び請求明細書を甲に提出するものとする。

2 甲は、請求書及び請求明細書を受領した月の翌月末日までに、支払うものとする。

3 甲は、請求書等の内容に疑義のあるときは、支払を停止又は中止するとともに、疑義の点等について乙に報告を求めるものとする。

(過誤の調整)

第11条 前条の規定による支払について過誤が生じたときは、甲の判断により、過誤の調整を行うものとする。

2 過誤の調整を行うことができる期間は、乙が利用者にサービスを提供した月の翌月1日から起算して5年とする。

(事故の報告)

第12条 乙は、サービスの提供中に事故が発生したときは、その帰責にかかわらず、応急措置を行うとともに、遅滞なく甲に報告するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、本協定の実施に関し知り得た個人情報について、別記で定める個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(協定の期間)

第14条 本協定の期間は、 年（ 年） 月 日から
年（ 年） 月 日までとする。

(法令等の遵守)

第15条 乙は、法令のほか、要綱、福山市障がい者等日中生活支援事業実施に係る協定締結の基準等を遵守しなければならない。

(協定の解除等)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。なお、協定の解除により生じる乙の損害については、甲はその責を負わないものとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第50条の規定により指定の取消し等の処分を受けたとき。

(2) 法第82条の規定により事業の停止等の処分を受けたとき。

(3) 乙がサービスの提供を行うことが困難であると認められるとき。

(4) 本協定に反したとき。

2 甲は、乙が偽りその他不正な行為により要綱第13条の規定による費用を請求し受領したときは、乙に対して支払った費用の返還を求めるものとする。

3 甲は、第1項の規定により協定を解除したときは、原則として当該解除の日から起算して5年を経過しない間は、乙と新たな協定は締結しないものとする。

(協定内容の変更)

第17条 本協定の変更は、書面によって行うものとする。ただし、付表については、乙の届出を甲が受理したことをもって変更したものとみなす。

(協議)

第18条 本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙において協議し、協議が整わないときは、甲の決するところによる。

(雑則)

第19条 甲は、乙に対し本協定の実施に関して必要な報告を徴し、又は説明を求めることができる。

2 乙は、本協定の実施に係る記録を整備し、本協定の締結日から5年間これを保存するものとする。

本協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 (年) 月 日

甲 福山市東桜町3番5号
 福山市
 福 山 市 長

乙

別記

福山市障がい者等日中生活支援事業の実施に関する 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この協定に基づいて行う業務（以下「業務」という。）にあつては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関し知り得た個人情報をほかに知らせ、又は不当な目的に使用してはならない、なお、この協定が終了した後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を協定の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために引き渡された個人情報が記録された資料等を、複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第7 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの協定の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

別紙

福山市障がい者等日中生活支援事業において提供するサービス種類等

- | | | | | |
|---|-----------------------|--|--|---------------------------------|
| 1 | 移動支援事業
提供するサービスの類型 | ☐ 実施する
☐ 身体介護無
☐ グループ支援 | ☐ 実施しない
☐ 身体介護有 | ☐ 行動援護 |
| | 主たる対象者 | ☐ 身体障がい者
☐ 障がい児 | ☐ 知的障がい者
☐ 難病等対象者 | ☐ 精神障がい者 |
| 2 | 日中一時支援
主たる対象者 | ☐ 実施する
☐ 身体障がい者
☐ 障がい児 | ☐ 実施しない
☐ 知的障がい者
☐ 難病等対象者 | ☐ 精神障がい者 |

※複数の事業所を有する法人にあっては、すべての事業所をあわせた場合で記載してください。

付表

福山市障がい者等日中生活支援事業に関するサービス提供事業所

事業所名	所在地	管理者名	サービス種類等	主たる対象者

※ 1事業所につき1行とし、同一管理事業所ごとに続けて記載してください。

※ 異なる管理事業所との間は1行空けてください。